

吉川市産業振興計画

吉川市 産業振興部 商工課

第1章 吉川市産業振興計画の目的と考え方

1. 目的

平成30年4月1日施行の「吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例」(以下、条例という。)において、産業振興の理念として、「事業者、勤労者、市民及び市の協働に基づいた産業振興施策により、市の発展を図ると共に、市民が幸福実感を得られるまちづくりを推進する」と定めています。事業者、勤労者、市民及び市が協働して産業振興を通したまちづくりに取り組むため、吉川市の産業振興の基本的方向を示し、推進する具体的施策などを明らかにすることを目的とし、吉川市産業振興計画(以下、本計画という。)を策定します。

2. 本計画の位置づけ

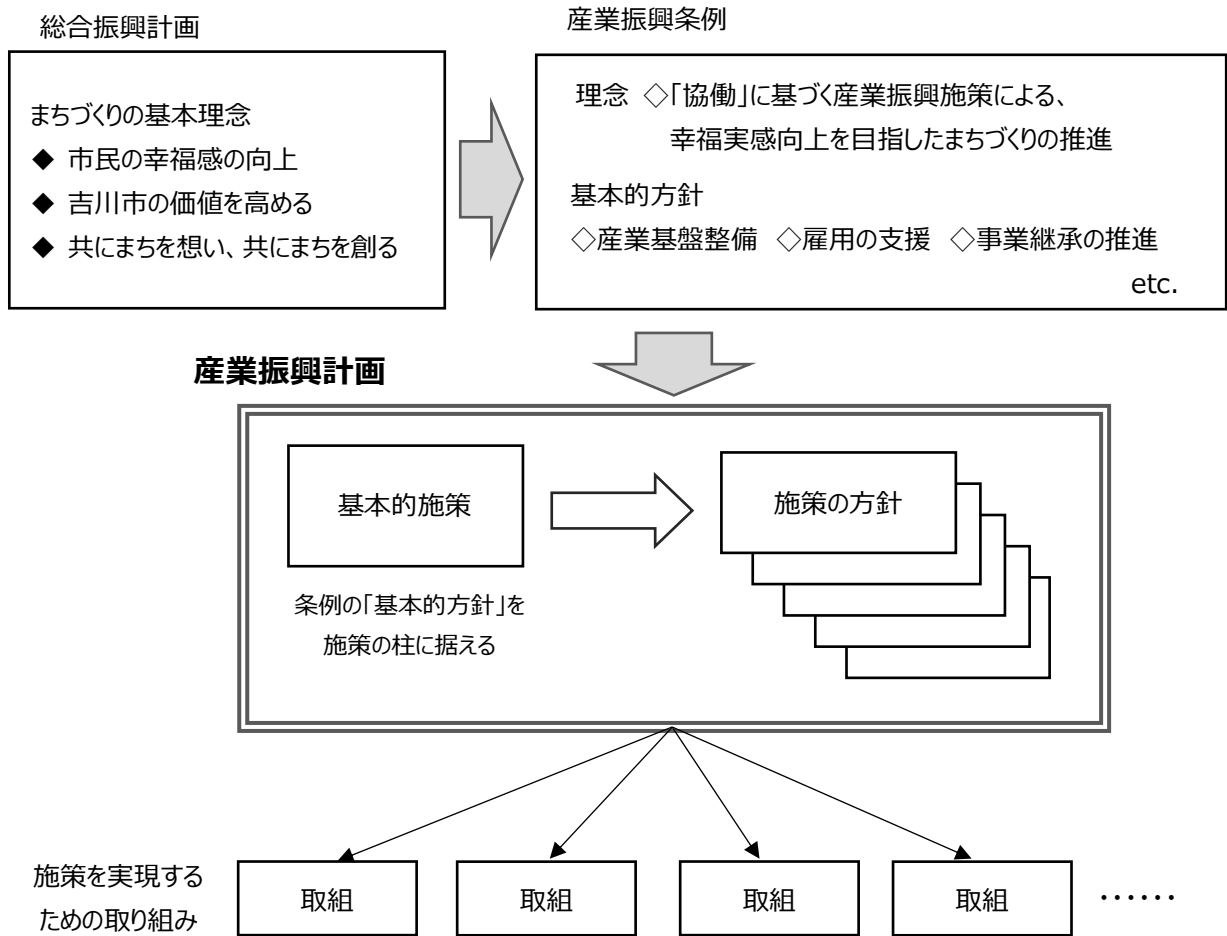
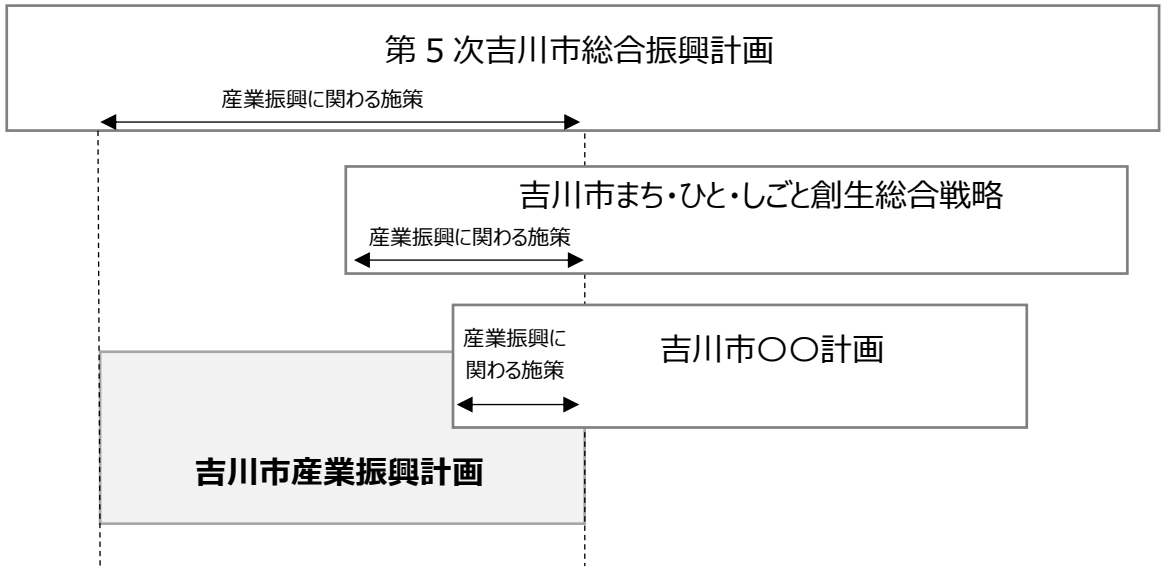
本計画は、条例第10条の規定に基づき、産業の振興に関する目標や施策を示すものであり、本計画における「産業」とは、商業・工業・サービス業・建設業に加え、農業も含まれます。

また、条例第5条第2項の規定のとおり、本計画に示す産業振興施策は、市の最上位計画である「第5次吉川市総合振興計画」や「吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の諸計画の関連施策と整合性を保つものとし、本計画の実施および評価を行うことで施策の実効性を持たせ、上位計画の達成を推進します。

なお、本計画での産業の振興に関する施策の範囲としては、市内の農・商・工業者、勤労者、市民を施策の直接の対象とする取組のほか、結果的に産業の振興に繋がるもの(例:駅前再整備、道路整備など)についても、既存の計画・方針等との整合性を保ちながら、産業振興の施策の範囲内として取り扱います。

資料3

《計画の位置づけ》



資料3

3. 本計画の策定・評価・変更について

本計画の策定・評価・変更(見直し)については、条例第10条に規定のとおり、事業者、勤労者、市民、有識者の意見を聴いて行います。

○産業振興基本条例より抜粋 (産業振興計画)

第10条 市長は、産業振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、産業振興に関する計画(以下「産業振興計画」という。)を策定するものとする。

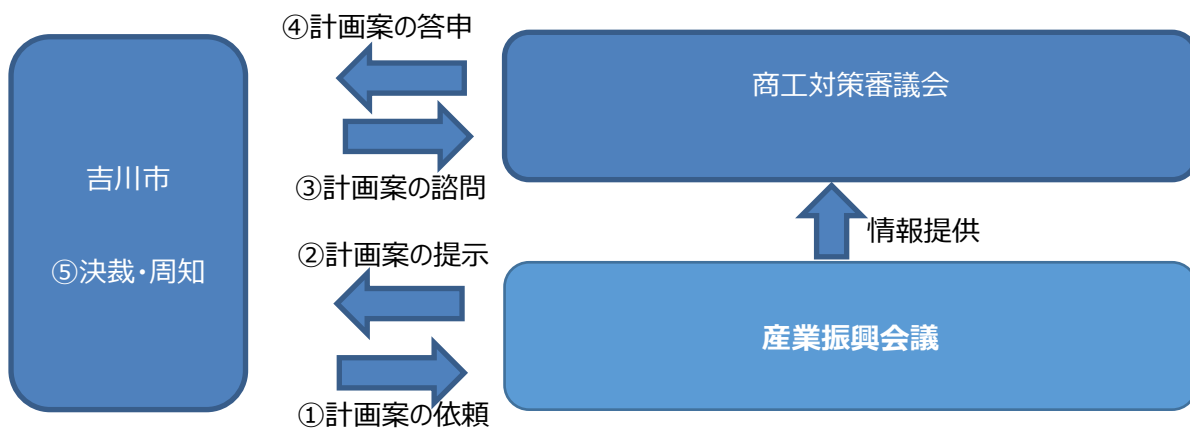
2 産業振興計画は、第3条に規定する基本理念及び第4条各号に掲げる基本の方針を踏まえたものでなければならない。

3 市長は、産業振興計画の策定、変更又は評価をするに当たっては、事業者、勤労者、市民、有識者等の意見を聴かなければならない。

4 市長は、産業振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前項の規定は、産業振興計画の変更について準用する。

《会議体構成》



4. 計画の期間と見直しの時期

本計画の期間は、市の総合振興計画の計画期間を踏まえたものとするため、平成31年から平成33年の3年間を第1期と定めます。

条例の趣旨を考慮し、経済状況等の変化や計画の進捗状況、国及び県の動向などを見据えながら、必要に応じて変更を行います。

第2章 産業振興の基本的な方針

1. 産業振興の理念

産業の発展は、まちの発展に深く関わっていて、その目的は生活を豊かにすることにあります。そのため、産業振興は「まちの幸せ」につながらなければなりません。そこで、経営を担う人、働く人、商品を購入する人、一人ひとりがそれぞれの立場で幸せを感じられるまちを目指し、これら四者の「協働」によってまちづくりを推進することを基本理念に決めました。産業振興を通し、市内で働く人、市内に住む人の幸福実感を目指すことを目指します。

2. 商・農・工業の一体化

市のおよそ4割を田畑が占める吉川市にとって、農業の振興はとても重要です。商工業に加え農業も同じ枠組みの中で捉え、「産業」の一つとして位置づけて、産業振興を図ります。

3. 目指すまちの姿

産業振興を通し、一人ひとりの幸福実感の向上を目指します。そのため、条例では、事業者、勤労者、市民及び市の四者の役割を定めています。

事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、雇用環境の充実及び円滑な事業承継を図り、勤労者の生活を保障し、自主的な事業活動の維持及び発展に努めます。また、地域社会を構成する一員として、豊かな地域社会の実現に努めます。

勤労者は、自身の知識や技能こそが市内産業を支えていることを理解し、勤労や消費行動を通して、市内産業振興への協力を努めます。

市民は、市の歴史、文化及び産業について理解を深め、主体的にまちづくりに参加し、市内産業振興への協力を努めます。

市は、産業振興に関する情報の収集と提供に努め、事業者・勤労者・市民と産業振興について意見交換できる場を設け、産業振興に関わる計画を定め、財政上の措置を講じます。

これらの役割の下、目指すまちの具体的な姿を次のとおり定めます。なお、社会情勢やニーズの変化によって、目指す姿を変える必要性もあります。そのため、計画の修正とあわせ、目指す姿についても、必要に応じて見直すこととします。

資料3

①働きやすく、働きがいのあるまち

市内で働ける環境を整えることで、職場と家庭の距離が縮まり、家族との時間や地元で活動する時間が増え「まちづくり」の大きな力を生み出します。

②新たな挑戦を推進するまち

新たな挑戦を推進し、起業・創業が盛んなまちを目指します。女性・高齢者・障がい者など、さまざまな人が活躍できる場も増えていくことで、「まちの発展」につなげます。

③産業界と行政が連携するまち

産業界と行政の連携を深め、企業の人材確保や、まちの災害対策を強化します。

④市内事業者間の連携が盛んなまち

市内事業者同士が連携を深め、新商品開発や販路拡大を共同で行い、市内経済の大きな発展を目指します。

⑤地産地消と地域ブランドを推進するまち

地元で作られた安心・安全の商品や農産物を吉川市に訪れた人へのおもてなしにも活かせるように充実させます。

⑥産業と教育が連携するまち

産業界と連携し、将来の吉川を担う子どもたちに「ものづくり」の素晴らしさを伝えて、人材育成や「まちの歴史や文化」の理解につなげます。

第3章 産業振興施策の体系

1. 基本的施策

条例第4条に記載の「基本の方針」に基づき、基本的施策を下記のとおり定め、産業振興施策の柱とします。

1. 産業基盤整備
2. 挑戦の推進
3. 円滑な事業承継の推進
4. 経営基盤強化
5. 雇用/就労の支援とワークライフバランス
6. 職住近接の推進
7. 産業経済団体との連携強化
8. 地域ブランドの推進
9. 観光基盤整備
10. 危機管理
11. 新エネルギーの活用
12. 産業を通じた子どもの教育
13. 市民への情報提供・情報共有
14. 産業を通じたシティプロモーション

事業者、勤労者、市民及び市の協働によるまちづくりを推進するため、農業、商業、工業の各産業分野において、関係機関と連携を図りながら、各基本的施策に応じた事業を展開します。各基本的施策に対応する施策の方針については次の表のとおりです。

また、本計画の効果的な推進を図るため、「選択と集中」の考え方に基づき、産業振興会議において優先的に取り組むべき施策や事業を社会的・経済的な環境変化を踏まえた上で選択し、計画的に実行します。

基本的施策	施策の方針(案)
1. 産業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業拡大のための用地確保と整備 ◇ 道路の利便性の向上 ◇ 新規参入の推進 ◇ 農地活用の推進
2. 挑戦の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 起業・創業を推進する環境の整備 ◇ 多様な人材の活躍の場の創造 ◇ 農商工連携事業の推進 ◇ 新商品開発の推進
3. 円滑な事業承継の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 後継者育成の推進 ◇ 事業売却、合併による事業承継の推進
4. 経営基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業情報発信、事業者間交流の推進 ◇ 融資制度の拡充 ◇ 国内外の展示会等への出展推進
5. 雇用/就労の支援とワークライフバランス	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 女性活躍の推進 ◇ 高齢者活躍の推進 ◇ 障がい者活躍の推進 ◇ 外国人活躍の推進 ◇ 人材マッチングの推進 ◇ 企業主導型保育所の設置推進 ◇ ワークライフバランスの推進
6. 職住近接の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 職住近接の推進
7. 産業経済団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市内経済団体との連携事業強化
8. 地域ブランドの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域ブランドの創造の推進 ◇ アンテナショップ、直売所の整備
9. 観光基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 吉川駅前の再整備 ◇ 市と市内事業者との協働イベントの推進 ◇ 市内観光資源の整備と活用
10. 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害時の相互協力の推進 ◇ 農地の保全
11. 新エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 新エネルギーへの移行の推進
12. 産業を通じた子どもの教育	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 産業への理解の機会創出 ◇ 将来の産業を担う人材の育成 ◇ 教育基金の設立
13. 市民への情報提供・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 情報交換の機会創出 ◇ 市民参加型のイベント開催の推進
14. 産業を通じたシティプロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 産業を通じたシティプロモーション ◇ 市の産業の歴史、文化の理解推進